

東運動公園、白鷺球場等今後の整備方針を伺う

政策調整部長 必要となる設備の修繕等に適宜対応したい



根本 浩
議員

根本 稲敷市公共施設等総合管理計画により、主要な運動公園を桜川に集約化、東グラウンドは、多目的グラウンド等まで縮小するものとしているが、東運動公園、白鷺球場等の充実した環境は望めないのか、また稲敷市公共施設等総合管理計画の基本方針では、将来の財政負担を考慮し、合併前の旧町村時代に整備した体育館等の施設は、原則として拠点施設に集約することとなっている。

しかし拠点として位置づけられていない施設であっても、地域の多くの人に利用されているのが現状であるため、公共施設再編方針に定める長期的な整備方針とは別に、弾力的な施設運営が必要と考えるが、拠点として位置づけられていないこれらの施設の今後の整備や維持の方針をどのように考えているのか伺う。

政策調整部長 公共施設再編方針では、将来の財政負担等を考慮し、合併前の旧町村時代に整備をした公共施設、庁舎、公民館、保健センター、運動公園、体育施設等の再編方針を示しておりますが、あくまで中長期的な視点で取り組むとしております。

体育館については、江戸崎体育館を市の拠点と位置づけ集約化を図ることとし、あわせて学校体育施設の開放と連携しながら、各地区の社会体育活動の支援に努めることとしております。

また、運動公園については、例えば、野球やテニス等の競技種目専用の施設は、体育館と同様に、将来的には拠点施設への集約を行っていくことを方針とし、更に現在のグラウンド等の運動場については、一部の運動場を除き、各地区でさまざまな目的での利用に対応できるよう、引き続き多目的なグラウンドとして維持をしていくこととしています。

ご質問にありました拠点として位置づけられていない運動施設の整備のうち、市内の体育施設については、施設ごとに機能の違いがあることから一概に申し上げられませんが、基本的に、集約に至るまでの期間は、新たな機能を追加する投資は原則として行わないこととさせていただきたいと考えております。

一方で、市民ニーズも多様化しておりますため、市民の皆様が利用するに当たって必要となる設備の修繕等につきましては、現場と調整の上、適宜対応してまいりたいと考えています。

根本 少年野球の子供たちや、保護者から、白鷺球場の簡易トイレが臭い、汚いとの苦情が寄せられている。この際新しい水洗トイレの設置が、環境面からも衛生面からも必要と思うが、その考えを伺う。

副市長 現在白鷺球場にあるトイレは、劣悪な状況であり、このままではよいとは思っておりません。

一方で白鷺球場に隣接する体育館の裏側にトイレがありますので、このトイレで足りるのかを含め、利用者の皆様のご意見もお伺いしながら、利用状況なども勘案し、検討したいと考えております。



東地区白鷺球場



山口 清 吉
議 員

全ての学校図書館に司書配置を

田口市長 平成29年度で全ての学校に配置
完了予定



学校図書館の図書の整備とともに、学校図書館を実際に子供たちや教職員が活用するためには司書の配置が欠かせない。しかし、学校司書の配置は、2012年5月現在、小学校47.8%、中学校48.2%となっている。

学校図書館で子供たちや教職員が、図書や資料について相談できることが大切である。

そのためには、1校に1名、学校図書館業務に専念できる学校司書が必要である。そこで、学校図書館の司書配置はどうなっているか。また、全ての小学校の図書館に学校司書を配置する考えはないか伺う。

市長

学校図書館が充実し、その役割を果たすことで期待されることは、読書好きの子供をふやし、確かな学力、豊かな人間性を育むことや、授業で蔵書、新聞等を利活用し、思考力、判断力、表現力等を育むことです。現在の司書の配置状況は、小学校10校、中学校2校の12名です。

まだ配置されていない学校については、平成29年度当初予算に予算計上を予定しており平成29年度の配置により、市内全小中学校に司書が、配置される予定です。

市内遊休農地の状況を問う

産業建設部長

市内の遊休農地は、560ヘクタール



全国的にも、稲敷市においても耕作放棄地が年々ふえている。その原因は、農業従事者の高齢化や労働力不足と土地を貸そうにも地域内に引き受け手がないことや、また、農産物の価格の低迷など、農業経営の悪化等が考えられる。

そこで遊休農地の利用意識調査を実施した結果及び調査が遊休農地の有効利用につながっているのか。また、遊休農地有効利用の方策はどのように考えているのか。さらに遊休農地をそのまま放置すると農地の固定資産税が上がることを周知しているのか伺う。

産業建設部長

調査結果については、面積で560ヘクタールの全遊休農地の利用意向調査を実施し、現在、農業委員会において取りまとめの作業が行われています。また、有効利用については、調査結果がまとまり次第関係機関の協力を得て検討を進めます。

遊休農地の有効活用の方策については、農地中間管理事業の活用が考えられますが、該当する農地はごく少数であります。

固定資産税が上がると予想される遊休農地の判断基準は、農地中間管理機構に貸し出せる農地であるか否かであり、現在、遊休農地で固定資産税が上がる農地はごく少数であると思われる。

この他、圏央道パーキングエリアの活用についての質問がありました。